

## **公益財団法人松風会の謝金に関する規程**

### (趣 旨)

第1条 この規程は公益財団法人松風会（以下「松風会」という）の講師謝金について必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 松風会が行う研修講座の講師として招聘した場合、講師謝金を支払う。

### (講師謝金単価)

第3条 講師謝金単価は、下記の基準範囲内とする。

講師謝金単価（1講座の単価）

（単位：円）

謝金単価	15,000
------	--------

### (交通費等)

第4条 講師招聘に係わる交通費、宿泊費等は役員及び評議員の費用に関する規程に準ずる。

### 附 則

- 1 この規程は平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日から施行する。

